

沖縄戦の戦没者の遺骨等を含む土砂を 埋め立て等に使用しないよう求める意見書

我が国で唯一地上戦となった沖縄は、1945年3月から6月23日までの間に激しい戦闘が行われ、緑の山々は失われ、文化遺産のほとんどが破壊された。

本島北部への疎開や、本土に学童疎開して生き残った人もいるが、日本軍首里の地下壕に構えていた司令部が5月22日に放棄を決定し「南部撤退」を行った際、撤退軍の後を追って避難した本島南部地域の多くの住民や日本兵が退路を閉ざされ多くの命が失われた。その犠牲者は、組織的戦闘が終結されたとされる6月23日までの1か月間で県内全戦没者の半数を超えている。沖縄戦においては、住民、日本兵及び米兵合わせて約20万人余の尊い生命が失われた。

八重瀬町においては、南部撤退の退路上にあり、住民の多くが共に南下したため、一家全滅に至る例も多く、当時の人口の半数が犠牲に至った。生き残った県民は、終戦後いち早く激戦地となった糸満市や八重瀬町など南部地域から戦没者の遺骨を収集し、慰霊碑を次々と建立し、戦没者の霊を弔ってきた。

しかし、いまだ完全に収骨を終わっておらず、戦後70年が経過したいまでも戦没者の収骨が行われている。

遺骨収集を行うボランティア「ガマフヤー」代表の具志堅隆松氏は、「戦没者の血や遺骨粉を含んだ南部の土砂を埋め立てに使うのは、県内のみならず、国内外にもいる遺族の心を傷つける人道上の問題だ」と訴えている。これは、戦争の犠牲になられた全ての方々に心から哀悼の誠を捧げている遺族と町民、県民の思いであり、平和を希求する「沖縄のこころ」でもある。

本町議会は、遺族と町民、県民の心情に寄り添い、政府に対して下記のとおり強く求める。

記

1. 戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立て等に使用しないこと。
2. 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、さらに「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」の趣旨に準じて、日本政府の責任のもと、戦没者遺骨収集を強力に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月26日

沖縄県八重瀬町議会

あて先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
外務大臣
防衛大臣
厚生労働大臣
沖縄及び北方対策担当大臣
沖縄防衛局長